

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（閣法第八〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備を行う等の必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、学校教育法の一部改正

- 1 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする。
- 2 教授会は、学生の入学や学位の授与等のほか、教育研究に関する重要な事項で学長が必要と認めるものについて学長が決定を行うに当たり意見を述べることとする。
- 3 教授会は、教育研究に関する事項について審議するとともに、学長等の求めに応じ、意見を述べることができるとすること。

二、国立大学法人法の一部改正

- 1 国立大学法人の学長選考について、学長選考会議が定める基準により行わなければならないこととする

るとともに、国立大学法人は、その基準及び選考結果等を公表しなければならないこととする。

2 国立大学法人等の経営協議会の学外委員を過半数とすること。

3 国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とすること。

三、施行期日等

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、二による改正後の国立大学法人法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

なお、衆議院において、一の2の学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項について、学生の入学や学位の授与等のほか、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」とする修正が行われた。